

VI

記載区分の変更など 四半期レビュー基準の 改訂ポイント

有限責任あずさ監査法人
公認会計士

瀧澤 裕也

はじめに

● 2018年7月および2019年9月に実施された監査基準の改訂を受けて、監査基準の改訂内容を反映させる目的で四半期レビュー基準の改訂がされている。

● これにより、四半期レビュー報告書の記載区分の変更、継続企業の前提に関連する記載の追加、限定付結論を表明する場合の記載の拡充が実施されている。なお、「監査上の主要な検討事項」の記載については、四半期レビュー基準の改訂に含まれていない。

2020年4月1日以降開始する事業年度の第1四半期より、2019年9月に改訂された四半期レビュー基準に準拠した四半期レビュー業務が実施される。今回の四半期レビュー基準の改訂は、2018年7月および2019年9月に実施された監査基準の改訂のうち、四半期レビュー基準にも規定されている事項について、監査基準の改訂と同様の観点からなされている。具体的には、四半期レビュー報告書の記載区分等、継続企業の前提に関連する記載、限定付結論を表明する場合の四半期レビュー報告書の記載に関する事項等が改訂されている。

本稿では、四半期レビュー基準の改訂点の概要を解説する。なお、本稿中の意見に関する部分は筆者の私見であることを申し添える。

四半期レビュー基準改訂の全体像

図表1は2018年7月および2019年9月に実施された監査基準の改訂と、四半期レビュー基準の改訂の関係性を示したものである。今回の四半期レビュー基準の改訂は、2018年7月および2019年9月に実施された監査基準の改訂のうち、四半期レビュー基準にも規定されている次の内容についてなされている。

(図表1) 監査基準の改訂と四半期レビュー基準の改訂の関係性

